

国立大学法人琉球大学医学部・同病院移転整備事業における
物価変動への対応に関する検証委員会設置要項

（ 令和 5 年 1 月 2 7 日
制 定 ）

（設置）

第 1 条 琉球大学医学部・同病院移転整備事業（琉球大学（西普天間）病院新営その他工事，琉球大学（西普天間）病院新営電気設備工事，琉球大学（西普天間）病院新営機械設備工事及び琉球大学（西普天間）医学部関係施設整備事業）（以下「本事業」という。）に関し，大学の物価変動への対応の考え方及び対応の妥当性について検証するため，国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）医学部・同病院移転整備事業における物価変動への対応に関する検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第 2 条 この要項において「スライド条項」とは，「国立大学法人琉球大学工事請負契約基準」第 2 6 をいう。

2 この要項において「スライド額」とは，「国立大学法人琉球大学工事請負契約基準」第 2 6 に基づく請負代金額の変更額をいう。

（組織）

第 3 条 委員会は，委員 5 人以上で組織する。

2 委員は，建設工事における物価変動への対応について適切に助言することができる学識経験等を有する者のうちから，学長が委嘱する。

3 委員の氏名及び職業は，非公表とする。

4 委員会に主査を置き，委員の互選によりこれを定める。

5 主査は会務を掌理し，委員会を代表する。

6 主査に事故があるとき，又は主査が欠けたときは，あらかじめ主査の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会による検証）

第 4 条 委員会は，次に掲げる事項により検証を行う。

（1）本法人が示すスライド条項に基づく対応の考え方の妥当性について，各委員の観点から確認し，適宜修正等の助言を行う。

（2）本法人が算出したスライド額の妥当性について，各委員の観点から確認し，適宜修正等の助言を行う。

(3) 本法人は、委員会の助言に基づき、スライド条項に基づく対応の考え方及びスライド額を修正し、委員会の確認を得る。

2 委員会は、本法人からスライド条項に基づく協議結果の報告を受け解散する。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、施設運営部施設企画課が行う。

(改廃)

第7条 この要項の改廃は、施設を担当する理事が行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、会議の運営上必要な事項は、委員会において定めるものとする。

附 則 (令和5年1月27日)

1 この要項は、令和5年1月27日から実施する。